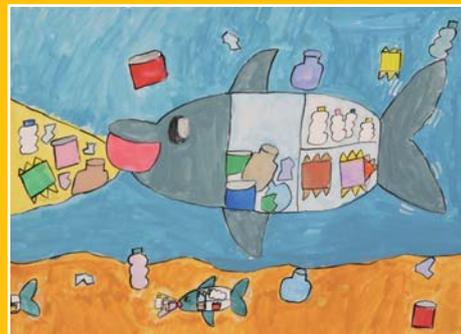


業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

12 Issue ● 372

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 TEL. (092) 481-0431
FAX. (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『海のパトロール隊』
中西 涼菜さん
(曾根小学校3年)の作品



『ねこ車そうじきロボット』
高橋 侑大さん
(岩戸北小学校4年)の作品



表紙の写真 **福博であい橋** 福岡市中央区中洲
Photographer: 正ちゃん

那珂川を境に博多と福岡の2つの町が会うという意味から、この名前が付けられました。橋の上は遊歩道になっており、長さは78.2m。「福岡県公会堂貴賓館」とともにライトアップされ、幻想的な景観を醸し出しています。

2024

育成就労制度の概要



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



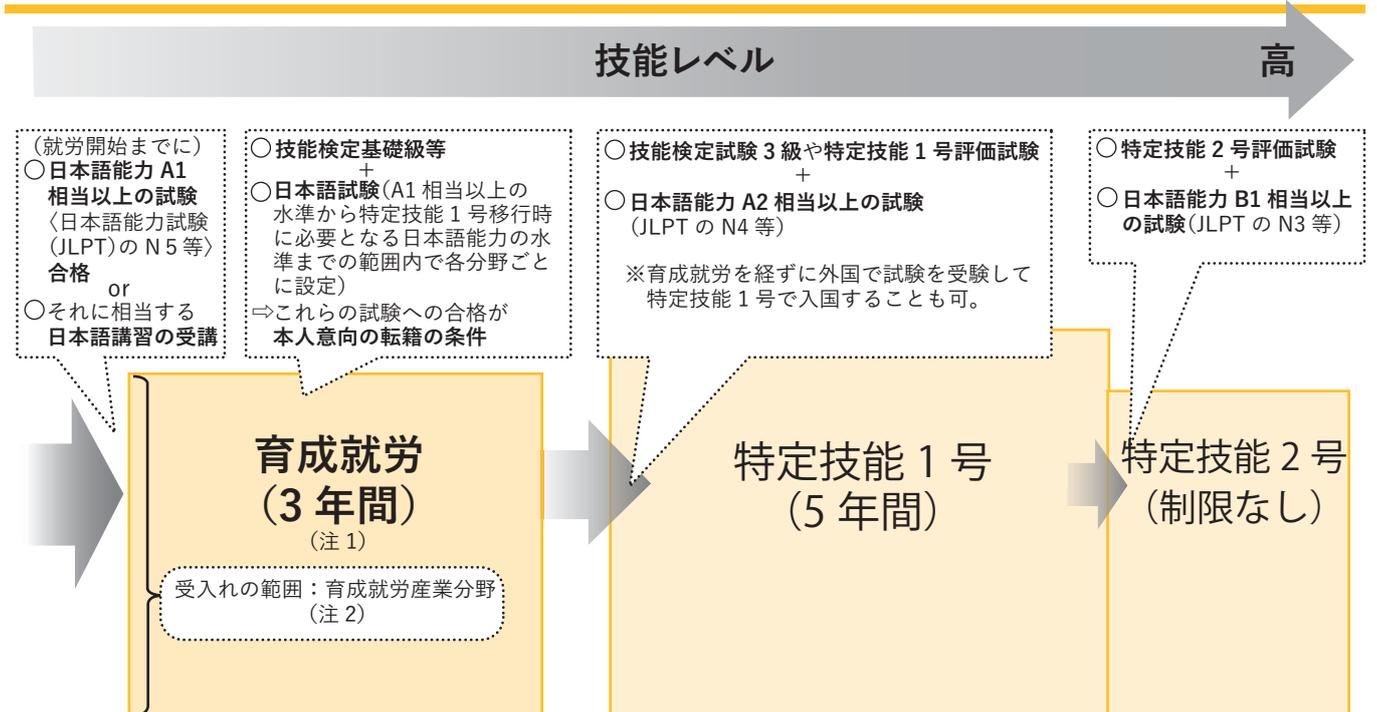
ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、わが国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます(育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます)。

- 育成就労制度の目的** 「育成就労産業分野(育成就労制度の受入れ分野)」(※)において、わが国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。**
(※) 特定産業分野(特定技能制度の受入れ分野)のうち、就労を通じて技能を修得させることが相当なもの。
- 基本方針・分野別運用方針** 育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する(策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取)。
分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。**
- 育成就労計画の認定制度** 育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする(育成就労計画には育成就労の期間(3年以内)、育成就労の目標(業務、技能、日本語能力等)、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**)。
- 監理支援機関の許可制度** (育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立の斡旋や)育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**(許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない)。
- 適正な送り出しや受入れ環境整備の取り組み** ・送出国と二国間取り決め(MOC)の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送り出しの適正性を確保する。
・育成就労外国人の本人意向による**転籍を一定要件の下で認めること**などにより、労働者としての権利保護を適切に図る
・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入れ環境整備を促進する。

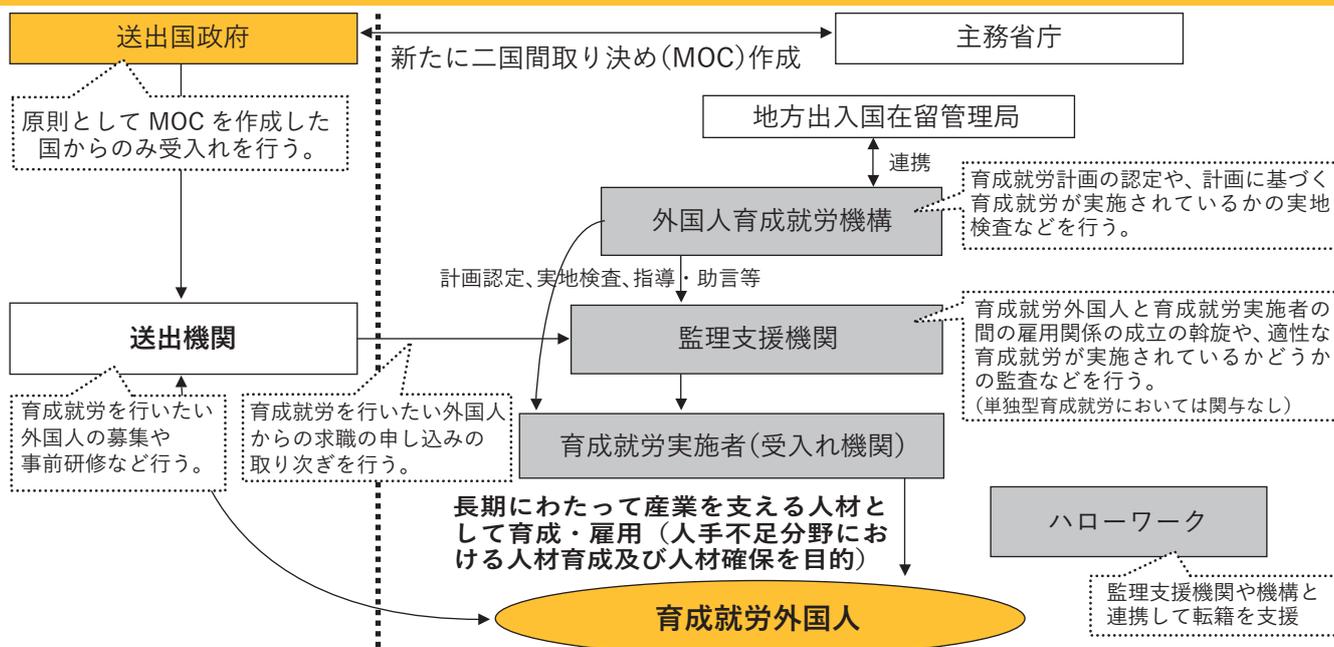
育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



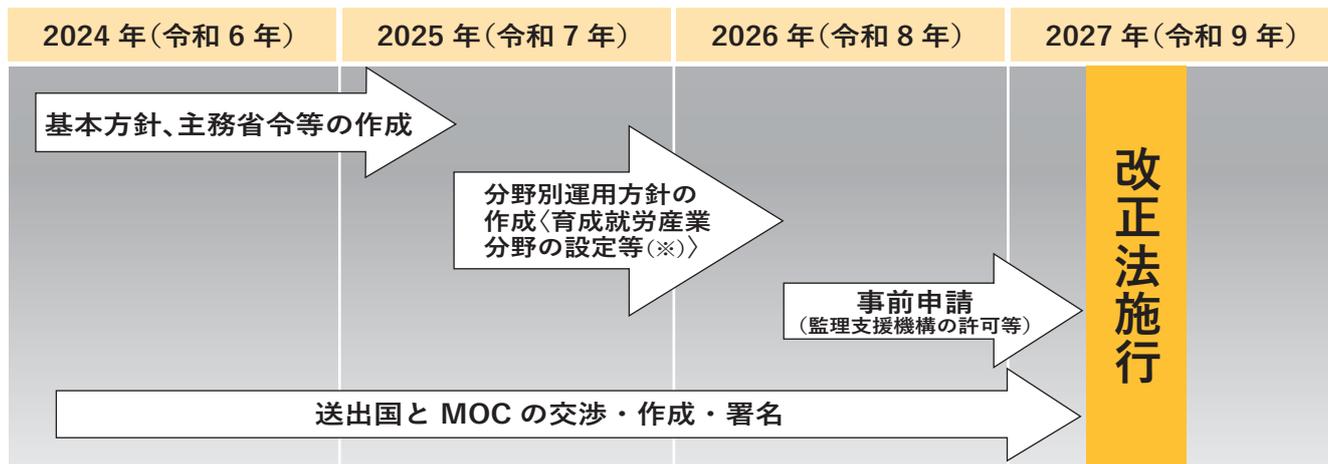
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール(予定)

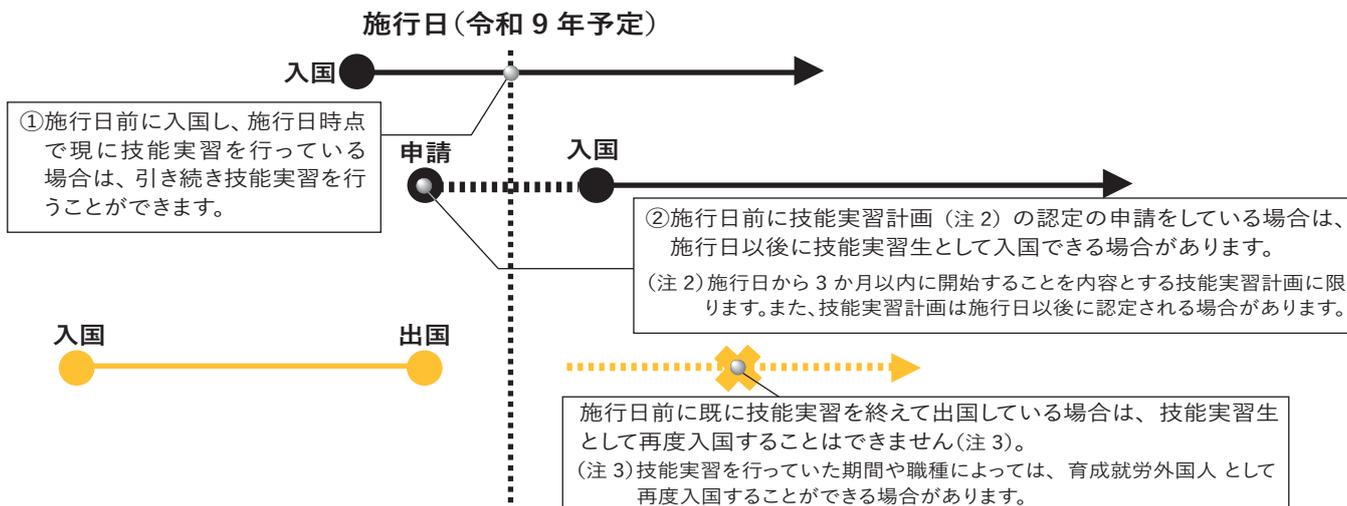


※育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、施行日後にも技能実習を行うことが可能であり、要件を満たせば、次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます(注1)。また、この場合には、技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません。

(注1) 施行日時時点で技能実習1号で在留する方は、技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



交通安全情報



令和6年11月1日施行

警視庁交通部

自転車を利用する皆さんへ
～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます

変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、または当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等(保持)



携帯電話等(スマートフォンなど)を手に持ち、通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等(スマートフォンなど)の画面に表示された画像を手で保持して、注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等(交通の危険)



携帯電話等(スマートフォンなど)を使用または画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



構え！ビルメン防災隊(18)

地域防災ネットワーク部会長 金子 誠

10月20日 福岡市市民総合防災訓練報告(第2弾)

先月号の防災訓練報告で防災グッズの備えにポジティブな反響がありましたので、今月号では展示ブースで関心の高かった防災グッズをご紹介します。

① **エコな簡易トイレ+ワンタッチルームテント**／緊急時に役立つ簡易トイレと、設置が簡単なテントを展示。実際に座って使用感を確認できる体験型展示が好評でした。テントは目隠しや更衣室としても使えるため特に女性の関心を集め、アウトドア利用も評価されました。

② **5年保存おにぎり**／災害時に備え、開封してすぐ食べられる味付きおにぎりを展示。従来の水を注ぐタイプに比べ、準備不要で非常時に適しています。「美味しさ」にも配慮され、ストレス軽減につながる非常食として人気を集めました。

③ **防災用コンボキット**／ポータブルテレビ・ラジオ、LEDライト、スマホ充電機能が一体化した便利なキットを展示。非常時だけでなく、アウトドア利用にも可能と関心が寄せられました。

④ **簡易止水板Eプラバリアパネル**／工具不要で素早く設置可能。コンパクトに保管できる点も好評でした。

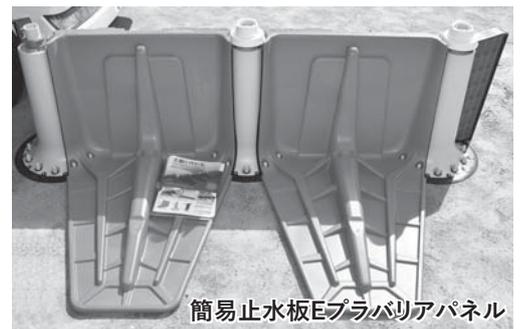
*

防災グッズは必要なものを適切に備えることが大切です。今回の展示を通じて、防災準備の重要性を再認識いただければ幸いです。

(事務局：杉村)



エコな簡易トイレ+ワンタッチルームテント



簡易止水板Eプラバリアパネル

大地震災害の記憶から(10)

津波との闘い“三陸から近畿への継承”

福岡青年部有志による東日本大震災現地への第二次被災地訪問では、大船渡市(釜石と陸前高田の中間位置)にも寄りました。当地には銘菓「かもめの玉子」の工場がありますが、経営者の日頃からの訓戒「警報出たら直ちに逃げろ!」の徹底により、工場従業員は全員無事避難できました……これは過去のチリ地震津波で被災した創業者が次代への警句として残したものです。一次訪問時に聞いた、釜石鶴住居小学校生徒の全員帰還を果たした所以の“津波てんでんこ”の伝承と同根の安全装置[正常性バイアスの排除機能]と考えられます。一方、大船渡港沿いの大通りに立地するショッピングセンターでは、多くの犠牲者が集中して出ました。車での避難渋滞のため、パーキング棟ごと津波にのみ込まれてしまったのです。わたしたちは隣接するマンションエントランスの瓦礫撤去を手伝おうとしたのですが、そこには被災者の生活の痕……家族写真や子供の勉強道具・玩具などが未だに散乱しており、わたしたちは茫然自失に立ち竦むのみでした。

その数年後、小職は大阪浪速の大型商業施設の「防災・減災体制」の見学機会を得ました。防災体制の要は、防火や耐震よりも意外にも“浸水＝津波対策”に置かれていました。市街地中央地域と思われがちですが、一旦「南海トラフ巨大地震」発生時には、この地域にも高さ数十メートルの津波が大阪湾から遡上してくるとのこと。当施設は、その危機時に公共の避難施設になることを前提にしていますので、巨大な駐車場棟は避難生活者の拠点になります。壁面の電源コンセントは普通、床面近くに設置されますが、ここでは防水のため壁面高さ130cmの位置に取り付けてあります。受電設備も高架かさ上げ床上に設置のうえ、さらに防水壁面に護られていました。建物施設の安心安全を担う業者としての使命感をあらたに覚えたことです。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取り組みや、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- その他独自の取り組み

※下請中小企業振興法に基づく基準

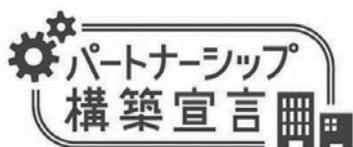
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp>)に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

▶ 内閣府政策統括官付

参事官(産業・雇用担当)付 TEL.03-6257-1540

▶ 中小企業庁企画課 TEL.03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

▶ (公財)全国中小企業振興機関協会

TEL.03-5541-6688

提出先URL:

<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人

全国中小企業振興機関協会



「ビル清掃の魔法」

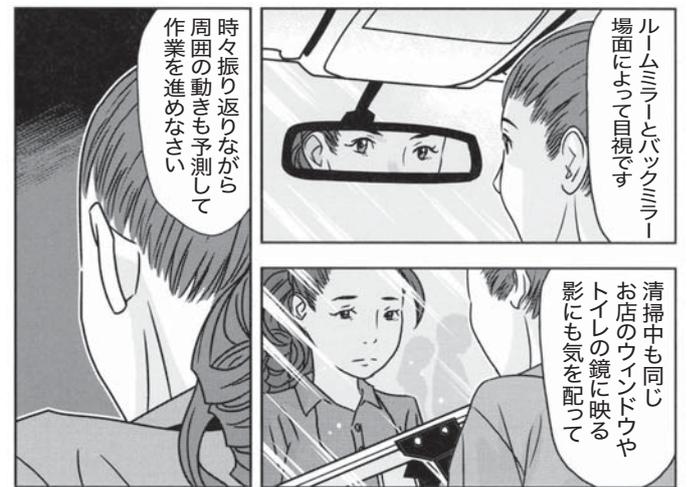
幸福を生み出すクリーンクルーのマジック



編著：(株)セイビ九州
マンガ：松本康史

テーマ/ 「先輩の技を盗め! ②お客様第一」

前回に続き、先輩が清掃中にどのようなことに気を配っているかを学びます。作業に集中しているときにこそ見落としがちな基本動作を先輩の経験から身につけます。後方からの足音や周囲のウィンドウなどに映るお客様の動きにも留意しつつ、作業を効率よく行う柔軟性が求められます。



▶ 次回は「真心ってなんだろう?」を掲載します。

環境管理部より

「第15回実態調査」へのご回答のお願い

会員の皆様方の実情や業界の課題を把握する為、12月1日(日)から12月27日(金)迄の期間で「第15回実態調査」を実施いたします。
会員の皆様方のニーズを把握し、有益な事業運営をする為にも重要なデータとなりますので、ご多忙の折に恐縮ですが実態調査へのご協力をお願いいたします。
なお、回答は調査票(紙)もしくはWEBのどちらかでお願いたします。

会員に関する各種変更のお知らせ



小倉興産株式会社

■変更事項 ①代表者②協会担当者
③メールアドレス

■変更日 令和6年9月1日

【新】①②代表取締役 秀 一生

③hide-kzo@k-kosan.co.jp

【旧】①②代表取締役 福井 正一

③fukui-mskz@k-kosan.co.jp

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社ウイング

■変更事項 ①協会担当者②メールアドレス

■変更日 令和6年11月18日

【新】①常務取締役 溝江 典江

②fumie.wing@gmail.com

【旧】①取締役 浦田 美保

②miho.373711@gmail.com



株式会社 三和ビル管理

■変更事項 代表者

■変更日 令和6年10月1日

【新】代表取締役社長 岩永 峻允

【旧】代表取締役社長 岩永 康介



安田建物管理株式会社

■変更事項 ①代表者②協会担当者

■変更日 令和6年11月1日

【新】①②代表取締役 安田 拓司

【旧】①②代表取締役 安田 進

求人ふくおか株式会社

■変更事項 退会

■変更日 令和6年11月20日

12月 行事予定

18	水	14:00～ 労働福祉委員会 14:30～ 地域防災ネットワーク部会 15:00～ 経営雇用対策部会 於：県協会会議室
19	木	14:30～ 第169回理事会 於：県協会会議室
27	金	協会事務局 仕事納め

お忘れなく 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。(申し込みは、該当週の水曜日まで)

令和6年度

安全標語優秀作品
優秀賞

安全は 確認作業の 積み重ね

(株)タカ・コーポレーション おおが なおき 大賀 直樹

<令和6年度 9月分>労働災害発生状況 ※ ()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2(3)	6(10)	3(2)	1(2)			1	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	1	2		4(3)			5(4)	25(24)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		4	4(1)	1(1)	2(5)	2(3)	12(14)	25(24)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	8(11)	2(1)	5(4)	4(4)	6(3)	(1)		25(24)